令和７年度和歌山県生活困窮者等就労準備推進事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

１　業務の目的

一般就労に向けた準備が整っていない者に対しての支援事業である生活困窮者自立支援制度に係る「就労支援」、「就労準備支援事業」及び「認定就労訓練事業」の充実・強化を図ることで、就労自立をさらに促進することを目的とする。

２　概要

(１) 業務名　　　令和７年度和歌山県生活困窮者等就労準備推進事業

(２) 業務内容　　別添仕様書のとおり

(３) 契約期間　　令和７年４月1日から令和８年3月31日まで

(４) 見積限度額　金41,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　(５) 契約書　　　委託先として特定した事業者に対して別途作成

３　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 令和７年２月14日(金) | 公募開始 |
| 令和７年２月25日(火) | 質問受付締切 |
| 令和７年２月28日(金) | 質問回答 |
| 令和７年３月３日(月)～3月10日(月) | 企画提案書の受付 |
| 令和７年3月21日(金) | 審査会 |

　　※審査結果は、審査後、書面により速やかに参加者全員に通知します。

４　参加資格に関する事項

次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

(１) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(２) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(３) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(４) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、県税に係る徴収金を完納していること。

(５) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(６) 法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。

(７) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。

(８) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

５　質問・回答

(１) 質問方法

質問書（様式１）を９の提出先にメール又はFAXにより提出すること。

(２) 受付期間

事前説明会終了後から令和７年2月25日（火）午後5時まで

(３) 回答

質問に対する回答については、質問者に令和７年２月２８日（金）までにメールで送付するとともに、和歌山県ホームページに掲載することとし、当該回答により、本要領等を追加又は修正したものとする。

６　企画提案書等の提出

(１) 提出書類

　　　ア　企画提案申請書（様式２）及び企画提案書（様式任意）　７部

　　　　　(ア) A4判（A3判をA4判に折り込むことも可）、フルカラーで作成すること。

(イ) 別添仕様書に従い、企画提案を作成すること。なお、1業者1提案とする。

　　　イ　応募資格に反しない旨の宣誓書（様式３）

　　　ウ　経費見積書（様式任意）　７部

　　　　　(ア) 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

　　　　　(イ) 見積金額は、２(４)の見積限度額を超えないこと。

　　　　　(ウ) 各経費に係る詳細内訳も記載し、分かりやすくすること。

　　　エ　会社（団体）概要（パンフレット等）　７部

　　　オ　定款（又は寄付行為）の写し（法人格を有しない団体は団体規約の写し等これに類する書類）

　　カ　委任状（様式４）　※提出事業者が本社でない場合

　　　キ　下記(ア)～(オ)の書類　各1部

　　　　　和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを添付することで、(ア)～(オ)の書類を省略することができる。

　　　　(ア) 使用印鑑届（様式５）　※印鑑証明書を添付

　　　　(イ) 法人登記事項証明書

　　　　　(ウ) 貸借対照表、損益計算書又はこれらに準ずる書類（個人事業者の場合は青色申告書又は白色申告書）

　　　　(エ) 和歌山県税の全項目に未納がないことを確認できる証明書

　　　　(オ) 消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる証明書

　　(２) 提出方法　９の提出先に持参又は郵送（書留必着）で提出してください。

(３) 提出期間

令和７年３月３日（月）午前9時から令和７年3月10日（月）午後５時まで必着（持参の場合は、土日祝日を除く午前９時～午後５時）

７　審査

(１) 審査方法

企画提案書及び１０分程度のプレゼンテーション（プロジェクターの使用なし。）により審査を行う。

審査は、和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会の委員が行う。

委託先については、ア～エの審査項目に従って評価し、総合得点により決定する。

ア　十分に業務が遂行できる運営体制（組織体制、人員体制、活動実績、受託実績等）となっているか。

イ　就労支援、就労準備支援事業や認定就労訓練事業を理解したうえでの実施内容となっているか。

ウ　関係機関とのネットワーク構築が十分な内容となっているか。

エ　効果の高い広報手段となっているか。

(２) 日時・場所

ア　日時　令和７年3月２１日（金）午後

　　　　　　※プレゼンテーションの時間は別途通知します。

　　　　イ　場所　和歌山県庁北別館４階　第３会議室

　　(３) 契約候補者の選定

ア　審査の結果、最高評価点の提案者を契約候補者として選定する。なお、同点の場合は、

見積額を参考に契約候補者を選定する。

　　　　イ　提案者が1者の場合においても審査する。

　　　　ウ　契約候補者と和歌山県が協議し、本業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

なお、契約条件等が合致しない場合は、次点提案者を契約候補者に選定する。

(４) 審査結果についての通知

採用・不採用に関わらず、書面により通知します。

８　その他留意事項

(１) 一度提出した書類は返却しない。

　　(２) 本公募型プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

　　(３) 選定された事業者の企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）、その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、和歌山県に帰属する。

　(４) 選定されなかった事業者の企画提案書に係る著作権その他一切の権利（商標・意匠の出願及び登録をする権利等）は、当該事業者に帰属する。

　(５) 提出書類について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、すべて参加者の責任とする。

　　(６) 提出書類の内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、すべて参加者の責任とする。

(７) 提案者に次の行為があった場合は、企画提案の審査対象から外れるものとする。

ア　委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ　他の提案者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して、提案内容を意図的に開示すること。

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

　(８) 本公募型プロポーザルは、和歌山県議会令和７年２月定例会において、令和７年度予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をする場合がある。

　(９) 選定された企画提案については、事業効果を高めるため、和歌山県と提案者が協議の上、一部変更する場合がある。

９　各関係書類の提出先（問合せ先）

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 社会福祉課　（担当：保護班　湯川）

　　　〒640-8585　和歌山市小松原通一丁目1番地

　　　TEL：073-441-2473　　FAX：073-425-6560

　　　Mail：e0411001@pref.wakayama.lg.jp